

次世代バッテリーに関する調査業務 仕様書

別添1

1 目的

本県産業を支える自動車産業は、カーボンニュートラル実現に向け、電動化というパラダイムシフトを迎えており、その中でバッテリーは最重要技術の一つである。本県にはEV・産業用バッテリーを必要とする企業や、セラミックス等の電池材料を扱う企業が集積する等、この先端成長分野へのポテンシャルは非常に高い。

全国から産学官主要メンバーを集め、2023年11月に愛知県次世代バッテリーに関する研究会（以下「研究会」という。）を新たに立ち上げ、「研究・実証」、「人材育成」、「研究・実証・製造拠点等集積化」の3本柱の事業を検討している。

本業務では、次世代バッテリーに関する事業を実施するための必要な調査を実施する。

2 契約期間

契約締結日から2025年3月31日（月）まで

3 業務

- (1) 愛知県内及び周辺地域の電池関連企業の調査
- (2) 電池関連企業の人材育成に関する調査
- (3) 安全性試験・充放電試験等に関する調査
- (4) その他業務において必要となる事項

4 業務内容

- (1) 愛知県内及び周辺地域の電池関連企業の調査

愛知県内及び周辺地域の電池関連企業を調査し、企業リストを作成する。

○対象企業：電池原料・部材製造、電池製造、電池設備製造、電池評価・分析、リサイクラー（電池関連）、商社（電池関連）

※電池関連企業として業種・業態転換を目指す企業（自動車部品製造、自動車関連素材製造、自動車関連装置製造、自動車関連金型製造等）を含む。

○対象地域：主に愛知、岐阜、三重、静岡

○調査企業数（目安）：500社～1,000社程度

○調査方法：データベース調査

○調査項目：①基本情報（商号、代表者、所在地、電話番号、資本金、主要事業、従業員数、売上）、②取引先・共同研究先

○完了時期：2024年8月

(2) 電池関連企業の人材育成に関する調査

電池関連企業に対して、大学との共同講座ニーズ、社内リスクリングの現状と意向、リスクリングの好事例等について、アンケート調査を実施する。

○対象企業：4（1）で作成した企業リスト掲載企業

○調査方法：アンケート

○調査項目：①商材（活用先電池の種類等）、②大学との共同講座ニーズ、③社内リスクリングの現状と意向、④期待する公的支援、⑤リスクリングの好事例、⑥電池関連専門人材の派遣・受入ニーズ

○完了時期：2024年9月（調査項目①、②、③）、2025年2月（調査項目④、⑤、⑥）

(3) 安全性試験・充放電試験等に関する調査

官民連携手法（PPP）を活用し、県有地での安全性試験・充放電試験施設を整備するため、ニーズや規制等について、調査する。また、事業者を募集するための公募要領の素案を作成する。

ア 規制等の調査

「知の拠点あいち」（愛知県豊田市）の実証研究エリアに、安全性試験・充放電試験施設を整備する際の規制等を調査する。

○調査方法：文献調査（ウェブ含む）、規制窓口（行政）・専門家へのヒアリング等

○調査項目：①法規制、②類似例

○完了時期：2024年9月（文献調査）、2024年12月（ヒアリング）

イ 安全性試験・充放電試験施設及び電池開発評価施設に関するニーズ調査

電池関連企業に対して、安全性試験・充放電試験施設及び電池開発評価施設（試作等）の利用ニーズについて、アンケート調査を実施する。

○対象企業：4（1）で作成した企業リスト掲載企業

○調査方法：アンケート

○調査項目：①安全性試験・充放電試験施設利用ニーズ、②電池開発評価施設（試作等）利用ニーズ

○完了時期：2024年9月

ウ 安全性試験・充放電試験実施企業への調査

安全性試験・充放電試験を実施している企業に対して、新增設のニーズ、県有地の利用可能性、必要機能、投資条件等について、ヒアリング調査を実施する。

○調査数：愛知県内外の企業5社程度

○調査方法：ヒアリング

○調査項目：新增設ニーズ、県有地の利用可能性、必要機能、投資条件

○完了時期：2025年2月

エ 公募資料の作成

「知の拠点あいち」（愛知県豊田市）の実証研究エリアを定期借地権等で、事業者に貸付けるための、公募要領の素案を作成する。

○完了時期：2025年2月

(4) その他業務において必要となる事項

県と調整し、連絡会議、中間報告等を実施する。また、研究会資料は県が委託先提供資料をもとに作成するが、委託先は本研究会に出席する。

5 県との連絡会議等

業務の実施にあたり、県との調整を十分に行うこと。

(1) 月1回以上の県との連絡会議を開催し、経過報告を行うこと。

(2) 進捗状況を把握するため、2024年9月、12月に中間報告、2025年3月までに最終報告を行うこと。

(3) 経過報告とは別に県が会議等を開催する際にも必要な資料を提出することとし、専任担当者を出席させること。

(4) 連絡会議等の結果について、議事録を作成し速やかに県に提出すること。

6 業務スケジュール（予定）

2024年8月上旬	契約締結
8月下旬～9月中旬	中間報告
12月中旬	中間報告
2025年3月中旬	最終報告

7 成果物及び提出先等

(1) 成果物

本業務における成果物（収集した基礎データ、各種打ち合わせ記録、ヒアリング記録、本業務で作成使用した各種文書等及びその他県が指定するもの）

(2) 納品方法

業務報告書は、A 4判縦・横書き（作図等は適宜使用し、A 3判の折込可）5部とその内容を記録した電子データを提出すること。

また、本業務における制作物については、その内容を記録した電子データを県の指定する方法で提出すること。

(3) 納期

2025年3月24日（月）

(4) 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県 経済産業局 産業部 産業科学技術課 科学技術グループ

担 当 松崎、山本、石原

電 話 052-954-6351（ダイヤルイン）

(5) その他

○提出された成果物の一切の著作権は、委託者である県に帰属するものとする。なお、県から経過報告を求められた時は、資料等の提出に対応すること。

○受託者は、別途県が定める書類（完了届、請求書等）を提出すること。

8 留意事項

(1) 県との協議及び総括責任者の設置

受託者は、本業務の実施において、県と十分協議の上行うこと。

委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している統括責任者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

何らかのトラブルが発生した場合は、統括責任者は委託者に遅滞なく報告するとともに、県と連携の上、すみやかに解決を図ること。

(2) 著作権等の保護

業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ることとする。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者が、その一切の責任を負うことと

する。

成果品について、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
著作権を始め、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。

(3) 情報管理

受託者は、調査の遂行に当たっては県、企業、個人等の情報漏洩等がないよう情報管理、機密保持に万全を期すること。

受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。

(4) 一括再委託の禁止

委託業務の全部及び主要部分を一括して第三者に再委託しないこと。事業の一部を再委託する場合は、再委託する業務の内容及び必要性等を十分勘案し、事前に協議すること。

(5) 業務期間中の費用負担及び契約金額の支払い

本業務を遂行するに当たって発生する費用は受託者の負担とし、その業務の対価として受託者に支払う契約代金は業務完了後、受託者の請求に基づき県が支払うものとする。

(6) 業務完了後の会計帳簿及び証拠書類の取り扱い

受託者は業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保有しなければならない。

(7) その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決定するものとする。